

企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等の概要

企業会計基準委員会 専門研究員 **波多野貴啓**

I はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2025年10月16日に、企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」（以下「期中会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「期中適用指針」という。また、以下、期中会計基準と合わせて「期中会計基準等」という。）、企業会計基準第38号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正」（以下「中間作成基準等の一部改正」という。）並びに関連する企業会計基準及び企業会計基準適用指針の改正（以下、

期中会計基準等及び中間作成基準等の一部改正と合わせて「本会計基準等」という。）を公表した¹。また、補足文書「実務対応報告及び移管指針において定めている期中の取扱い」（以下「本補足文書」という。）を合わせて公表した¹。本稿では、本会計基準等及び本補足文書の概要を紹介する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

II 本会計基準等の公表の経緯

2022年12月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、四半期開示の見直しとして、上場企業について金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」すること及び開示義務が残る第2四半期報告書を半期報告書として提出することが示され、2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）

（以下「金融商品取引法等の一部改正法」という。）が成立し、金融商品取引法が改正されることから、ASBJは2024年3月に企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第33号」という。）及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第32号」という。また、以下、企業会計基準第33号と企業会計基準適用指針第32号を合わせて「企業会計基準第33号等」と

¹ 本会計基準等及び本補足文書の全文については、ASBJのウェブサイト（https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards/y2025/2025-1016.html）を参照のこと。